

## 沖縄県国民健康保険広域化等支援方針(平成28年4月一部改正) 新旧対照表

(注) 今回の見直しの主たる目的

: 平成27年5月の医療保険制度改革法を受けて、平成30年度からの新国保制度(都道府県単位の運営)移行に対応する必要がある。

ページ	行	現行	修正案	修正理由等																																																
1	18	<p>第1章 基本事項</p> <p>1 策定の趣旨 (略)</p> <p>なお、平成30年度から、国保の財政運営責任が市町村から都道府県へ移管されることに伴い必要となる各種施策についても、この方針の中で取り組んでいくこととする。</p>	<p>第1章 基本事項</p> <p>1 策定の趣旨 (略)</p> <p>なお、平成27年5月に「持続可能な医療制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成27年法律第31号。以下「医療保険制度改革法」という。)が成立・公布され、平成30年度から、都道府県が、市町村とともに保険者となり、財政運営の責任主体として、中心的な役割を担うこととされた。これに伴い新たな国民健康保険制度に円滑に移行するため必要となる各種施策についても、この方針の中で取り組んでいくこととする。</p>	平成27年5月の改正法の成立に伴う時点修正																																																
2	10	<p>第2章 本縣市町村国保の現状と将来の見通し</p> <p>1 被保険者等の状況</p> <p>(1) 保険者数、被保険者数及び世帯数 (本文略)</p> <table border="1"> <caption>図1 世帯数及び被保険者数の推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>国保加入世帯数</th> <th>被保険者数</th> <th>1世帯あたり被保険者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td>253,928</td> <td>518,050</td> <td>2.04</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>254,407</td> <td>512,426</td> <td>2.01</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>256,266</td> <td>509,240</td> <td>1.99</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>258,316</td> <td>506,100</td> <td>1.96</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>256,198</td> <td>493,984</td> <td>1.93</td> </tr> </tbody> </table>	年度	国保加入世帯数	被保険者数	1世帯あたり被保険者数	平成20年度	253,928	518,050	2.04	平成21年度	254,407	512,426	2.01	平成22年度	256,266	509,240	1.99	平成23年度	258,316	506,100	1.96	平成24年度	256,198	493,984	1.93	<p>第2章 本縣市町村国保の現状と将来の見通し</p> <p>1 被保険者等の状況</p> <p>(1) 保険者数、被保険者数及び世帯数 (本文略)</p> <table border="1"> <caption>図1 世帯数及び被保険者数の推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>国保加入世帯数</th> <th>被保険者数</th> <th>1世帯あたり被保険者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td>253,823</td> <td>516,573</td> <td>2.04</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>258,812</td> <td>510,998</td> <td>2.01</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>255,684</td> <td>507,873</td> <td>1.99</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>257,742</td> <td>504,762</td> <td>1.96</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>256,198</td> <td>493,984</td> <td>1.93</td> </tr> </tbody> </table>	年度	国保加入世帯数	被保険者数	1世帯あたり被保険者数	平成20年度	253,823	516,573	2.04	平成21年度	258,812	510,998	2.01	平成22年度	255,684	507,873	1.99	平成23年度	257,742	504,762	1.96	平成24年度	256,198	493,984	1.93	図1において、平成20年度～平成23年度の世帯数及び被保険者数に国保組合分が含まれていたため、国保組合分を除いた値に修正
年度	国保加入世帯数	被保険者数	1世帯あたり被保険者数																																																	
平成20年度	253,928	518,050	2.04																																																	
平成21年度	254,407	512,426	2.01																																																	
平成22年度	256,266	509,240	1.99																																																	
平成23年度	258,316	506,100	1.96																																																	
平成24年度	256,198	493,984	1.93																																																	
年度	国保加入世帯数	被保険者数	1世帯あたり被保険者数																																																	
平成20年度	253,823	516,573	2.04																																																	
平成21年度	258,812	510,998	2.01																																																	
平成22年度	255,684	507,873	1.99																																																	
平成23年度	257,742	504,762	1.96																																																	
平成24年度	256,198	493,984	1.93																																																	

ページ	行	現行	修正案	修正理由等
15	2	<p>第3章 事業運営の広域化又は財政の安定化において県が果たすべき役割</p> <p>県は、市町村国保における事業運営の広域化の調整、財政運営の広域化の企画立案、県内の標準設定を行い、事業運営の広域化又は財政の安定化を支援するものとする。</p>	<p>第3章 事業運営の広域化又は財政の安定化において県が果たすべき役割</p> <p>県は、<u>平成30年度からの新たな国民健康保険制度に円滑に移行できるよう、市町村と連携して、事業運営の広域化の調整、財政運営の広域化の企画立案、県内の標準設定を行い、事業運営の広域化又は財政の安定化を支援するものとする。</u> また、本県の特殊事情を考慮した国民健康保険制度のあり方について、市町村と連携して国との調整を図る。</p>	平成27年5月の改正法の成立に伴う時点修正
15	10	<p>第4章 事業運営の広域化又は財政の安定化に向けた施策の展開</p> <p>1 事業運営の広域化等</p> <p>(1) 保険者事務の共通化(略)</p> <p>その他、市町村国保の事務の効率化と被保険者の利便性向上を図る観点から、保険者事務の共通化を推進していく。</p>	<p>第4章 事業運営の広域化又は財政の安定化に向けた施策の展開</p> <p>1 事業運営の広域化等</p> <p>(1) 保険者事務の共通化(略)</p> <p>その他、市町村国保の事務の効率化と被保険者の利便性向上を図る観点から、保険者事務の共通化を推進していく。</p> <p><u>また、平成30年度からの新たな国民健康保険制度の下での事務の広域化に向けた市町村間の主体的な調査研究等の取組等を促進するため、県特別調整交付金による支援を行う。</u></p>	平成27年5月の改正法の成立に伴う時点修正 事業運営の広域化・新制度の円滑移行準備としての事務の標準化・効率化(共同処理実施を含む)の促進の必要性に対応するもの

ページ	行	現行	修正案	修正理由等
15	19	<p>(2) 医療費適正化策の共同実施 ①医療費適正化事務の充実・強化</p> <p>本県では、医療費通知、ジェネリック医薬品差額通知については、ほぼ全ての市町村が、レセプト点検や第三者行為求償事務についても約半数の市町村が、国保連との共同実施を行っている。市町村国保の事務の効率化を図り、医療費の適正化を推進する観点から、国保連と連携して、引き続きこれら医療費適正化策の共同実施の充実・強化を図っていく。</p>	<p>(2) 医療費適正化策の共同実施 ①医療費適正化事務の充実・強化</p> <p>本県では、医療費通知、ジェネリック医薬品差額通知については、ほぼ全ての市町村が、レセプト点検や第三者行為求償事務についても約半数の市町村が、国保連との共同実施を行っている。<u>平成30年度からの新たな国民健康保険制度に円滑に移行するため、事務の効率化を図り、医療費の適正化を推進する観点から、国保連と連携して、引き続きこれら医療費適正化策の共同実施の充実・強化を図っていく。</u></p>	<p>平成27年5月の改正法の成立に伴う時点修正 事業運営の広域化・新制度の円滑移行準備としての事務の標準化・効率化(共同処理実施を含む)の促進の必要性に対応するもの</p>
16	5	<p>(3) 収納対策の共同実施</p> <p>保険税(料)は、市町村国保の主な財源であり、収納の適正化を図ることは、国保財政の安定化、被保険者間の公平性の観点から重要である。徴収担当職員のスキルアップを図るため、県では国保連と共同で、毎年度、徴収担当職員を対象とした研修会を開催しており、今後も、研修内容の充実を図っていく。また、県税務部門が開催する各種研修会へ国保徴収担当職員が参加できるよう引き続き協力を依頼していく。</p>	<p>(3) 収納対策の共同実施</p> <p>保険税(料)は、市町村国保の主な財源であり、収納の適正化を図ることは、国保財政の安定化、被保険者間の公平性の観点から重要である。徴収担当職員のスキルアップを図るため、県では国保連と共同で、毎年度、徴収担当職員を対象とした研修会を開催しており、今後も、研修内容の充実を図っていく。また、県税務部門が開催する各種研修会へ国保徴収担当職員が参加できるよう引き続き協力を依頼していく。</p> <p><u>併せて、平成30年度からの新たな国民健康保険制度に円滑に移行するため、事務の効率化を図り、収納対策の適正化を促進する観点から、収納対策の共通化・共同処理の実施等による事業運営の広域化等の取組について、必要な検討を進めていく。</u></p>	<p>平成27年5月の改正法の成立に伴う時点修正 事業運営の広域化・新制度の円滑移行準備としての事務の標準化・効率化(共同処理実施を含む)の促進の必要性に対応するもの</p>

ページ	行	現行	修正案	修正理由等
17	12	<p>(4) 保健事業の共同実施</p> <p>② 特定健康診査・特定保健指導の受診率向上対策</p> <p>オ 県調整交付金の活用</p> <p>県は、県調整交付金を活用し、市町村の実施する保健事業及び職員等の資質向上等の費用を助成するとともに、より実情に即した助成となるよう、各市町村、関係機関等の意見を踏まえながら、助成内容について検討していく。</p>	<p>(4) 保健事業の共同実施</p> <p>② 特定健康診査・特定保健指導の受診率向上対策</p> <p>オ 県調整交付金の活用</p> <p>県は、県調整交付金を活用し、市町村の実施する保健事業及び職員等の資質向上等の費用を助成するとともに、より実情に即した助成となるよう、各市町村、関係機関等の意見を踏まえながら、助成内容について検討していく。</p> <p><u>また、特定健康診査・特定保健指導の受診率向上を図るため、受診率の実績を評価するなど、インセンティブの仕組みについて検討していく。</u></p>	<p>平成30年度に「保険者努力支援制度」が創設されることとなっており、各市町村の取組や実績に応じて支援金が配分される。医療費適正化のほか国保財政の安定化を図っていくうえでも、評価指標になっている取組等について、更にインセンティブを強化し、市町村国保における取組を強力に促進していく必要がある。</p>
17	22	<p>2 財政運営の広域化等</p> <p>(1) 保険財政共同安定化事業の円滑な実施</p> <p>保険財政共同安定化事業の対象事業が、平成27年度から全ての医療費に拡大されることに伴い、負担が増大する市町村に対して、県特別調整交付金による支援を行う。</p> <p>なお、拠出金算定に際しての拠出割合は、医療費実績割50、被保険者割50とする。</p>	<p>2 財政運営の広域化等</p> <p>(1) 保険財政共同安定化事業の円滑な実施</p> <p>保険財政共同安定化事業の対象事業が、平成27年度から全ての医療費に拡大されたことに伴い、負担が増大する市町村に対して、県特別調整交付金による支援を行う。</p> <p>拠出金算定に際しての拠出割合は、医療費実績割50、被保険者割50とする。</p> <p><u>なお、平成30年度からの新たな国民健康保険制度の下での県単位の財政運営に円滑に移行するため、同事業について、必要な検討を進めていく。</u></p>	<p>平成27年5月の改正法の成立に伴う時点修正</p> <p>財政運営の広域化・県単位の財政運営の円滑移行準備の必要性に対応するもの</p>

ページ	行	現行	修正案	修正理由等
18	1	<p>2 財政運営の広域化等 (2) 県調整交付金の活用</p> <p>県調整交付金は、保険財政共同安定化事業の対象医療費拡大に伴い負担が増大する市町村に対して、特別調整交付金として配分する。 また、平成27年度から特別調整交付金が交付金の総額の9分の3に増額されることを踏まえ、市町村の収納意欲を促すことに加え、保健事業を促進させる等、保険者機能を高める方向でより効果的な支援を行うこととする。</p>	<p>2 財政運営の広域化等 (2) 県調整交付金の活用</p> <p>県調整交付金は、保険財政共同安定化事業の対象医療費拡大に伴い負担が増大する市町村に対して、特別調整交付金として配分する。 また、平成27年度から特別調整交付金が交付金の総額の9分の3に増額されることを踏まえ、市町村の収納意欲を促すことに加え、保健事業を促進させる等、保険者機能を高める方向でより効果的な支援を行うこととする。 <u>併せて、平成30年度からの新たな国民健康保険制度の下での県単位の財政運営に円滑に移行するため、安定的な財政運営を図る観点から、県特別調整交付金の活用を必要に応じて検討する。</u></p>	<p>平成27年5月の改正法の成立に伴う時点修正 財政運営の広域化・県単位の財政運営の円滑移行準備の必要性に対応するもの</p>
18	1	<p>2 財政運営の広域化等 (3) 広域化等支援基金の活用</p> <p>広域化等支援基金は、保険税(料)の激変緩和を図ることを目的に、市町村への貸付事業の財源として活用するほか、国民健康保険の広域化に向けた調査研究費又は共同事業の調整等を行うための経費として活用する。</p>	<p>2 財政運営の広域化等 (3) 広域化等支援基金の活用</p> <p>広域化等支援基金は、保険税(料)の激変緩和を図ることを目的に、市町村への貸付事業の財源として活用するほか、<u>平成30年度からの新たな国民健康保険制度への円滑な移行を図るため、国民健康保険の広域化に向けた調査研究費又は共同事業の調整等を行うための経費として活用する。</u></p>	<p>平成27年5月の改正法の成立に伴う時点修正 財政運営の広域化・県単位の財政運営の円滑移行準備の必要性に加え、事業運営の広域化・新制度の円滑移行準備としての事務の標準化・効率化(共同処理実施を含む)の促進の必要性に対応するもの</p>

ページ	行	現行	修正案	修正理由等
19	13	<p>第5章 施策実現のための体制</p> <p>1 連携会議等、関係市町村相互間の連絡調整</p> <p>国民健康保険事業の運営の広域化に向けて、県、市町村及び国保連等関係機関の連携を図るため、沖縄県広域化等連携会議を開催するとともに、必要に応じて連携会議の下に設置した作業部会において広域化に関する実務レベルの検討を行う。</p>	<p>第5章 施策実現のための体制</p> <p>1 連携会議等、関係市町村相互間の連絡調整</p> <p>国民健康保険事業の運営の広域化に向けて、県、市町村及び国保連等関係機関の連携を図るため、沖縄県広域化等連携会議を開催するとともに、<u>同会議の下に作業部会を設置し、広域化に向けた実務者による調査検討を行う。</u></p> <p><u>なお、平成30年度からの新たな国民健康保険制度への円滑な移行を図るため、この会議を意見調整の場として位置付ける。</u></p>	<p>平成27年5月の改正法の成立に伴う時点修正</p> <p>広域化等連携会議を意見調整の場として位置付けるもの</p>
19	18	<p>2 共同事業実施のための体制づくり</p> <p>県、市町村及び国保連等は、国民健康保険事業の運営の広域化が進展していく中で、保険者事務の共通化、医療費適正化策の共同実施、収納対策の共同実施及び広域的な保健事業を実施するための体制整備について検討する。</p>	<p>2 共同事業実施のための体制づくり</p> <p>県、市町村及び国保連等は、国民健康保険事業の運営の広域化が進展していく中で、保険者事務の共通化、医療費適正化策の共同実施、収納対策の共同実施及び広域的な保健事業を実施するための体制整備について検討する。</p> <p><u>併せて、平成30年度からの新たな国民健康保険制度に円滑に移行するため、事務の効率化を図り、保険者事務の適正化を促進する観点から、必要な検討を行う。</u></p>	<p>平成27年5月の改正法の成立に伴う時点修正</p> <p>事業運営の広域化・新制度の円滑移行準備としての事務の標準化・効率化(共同処理実施を含む)の促進の必要性に対応するもの</p>